

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
「喜多見ホーム」運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人南山会が運営する「特別養護老人ホーム喜多見ホーム（以下「施設」という）」の行う指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第 39 号）及び「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第 37 号）を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設の行う指定介護老人福祉施設は、第 6 条に規定するサービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助・支援、社会生活上の支援、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理等、健康管理及び療養上の援助・支援、を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう自立支援を目指すものである。また、利用者及びその家族が施設において、看取りを含むターミナルケアを望む場合、利用者の意思を尊重して、その経過をその家族と相談のもと、嘱託医、協力医療機関の指示に従い、できうる限りの対処を行う。

2 施設の指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助・支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム喜多見ホーム
- (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見 7 丁目 20 番 26 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種及び職務の内容は次のとおりとする。

又員数は厚生労働省の定める人数を配置する。

(1) 施設長 (管理者) 1 名

施設長は、従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1 名

生活相談員は、常に入所者及び利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 介護支援専門員 1 名

施設内の利用者に・利用者の施設サービス計画等の計画等を作成します。

(4) 介護職 21 名以上

介護員は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護にあたり、利用者のリハビリテーションを日常の生活介護の中で実践する。

(5) 看護職 3 名以上

看護師は、利用者と従事者の健康を管理するとともに、医師の指示による処置並びに必要な機能訓練を行う。

(6) 管理栄養士 1 名

栄養士は、利用者の心身の状況を把握して、利用者の栄養管理及び食事指導を行い、献立を作成し、調理員の業務指導を行う。また、栄養士は、デイサービスセンターの栄養士を兼務する。

(7) 調理員 業者委託

調理員は、栄養士の指示に従い、給食調理及び配膳を行い、調理器具、食器の衛生管理及び厨房内外の清掃に努める。

(8) 医師 (非常勤) 3 名

医師は、看護婦を指導し、利用者の健康管理及び保健衛生、診療及び治療等を行う。

(9) 機能訓練指導員 1 名

機能訓練指導員は、機能回復訓練を行う。

2 前項に定める職員のほか必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(利用の定員)

第 5 条 施設の指定介護老人福祉施設の入所定員は、60名とする。

- 2 施設の指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用定員は、10名とする。また、空床利用の定員は12名とする。

(施設サービス計画並びに短期入所生活介護計画の作成)

第 6 条 施設サービス計画等に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上の位置付けるよう努める。

- 2 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握にあたっては、入所者及びその家族等に面接して行う。計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族等に対して十分に説明し、理解・同意を得る。
- 3 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画等の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握にあたっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に入所者に面接を行う。
 - ② 定期的の実施状況の把握の結果を記録する。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務のほか、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行う。
- 7 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合、短期入所生活介護計画を作成し、利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容)

第 7 条 利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携により、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努める。

第 8 条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。

2 短期入所生活介護計画に基づくサービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨として、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上での必要な援助を行う。

3 身体的拘束等の適正化を図るため、内容を定める措置を講じる。

(1) 利用者に又は利用者に等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を明らかにし、正確に記録する。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するその結果について、介護職員その他の職印に十分に周知する。

(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期に実施する。

4 短期入所の間、利用者が清潔で文化的生活が確保されるよう、週 2 回以上の入浴と必要に応じた清拭を行うとともに教養娯楽設備等を整備し、適宜利用者のためのリクリエーション行事を行う。

5 利用者の心身の状況に応じて、また、利用者のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

6 利用者の施設サービス計画または短期入所生活介護計画に則り、離床・着替え・整容等の介護を適宜行う。

7 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

8 食事は栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し、食事の時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7 : 3 0 から

(2) 昼食 午前 1 2 : 0 0 から

(3) 夕食 午後 6 : 0 0 から

また、予め申し出があった場合、衛生上かつ管理上許容可能な一定期間、食事の取りおきをする事、又は欠食することができる。

9 利用者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する為の体制を整備する。

(指定介護老人福祉施設のサービスの内容)

第 9 条 指定介護老人福祉施設のサービスの内容は、第 8 条に準ずる。

(利用料及びその他の費用の額)

第 1 0 条 利用者は厚生労働省の定める介護保険料の 1 割、2 割、3 割、その他の費用を合算し利用料徴収する。(その他の費用 別添)

2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 1 1 条 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の入退所の通常の送迎実施地域は、世田谷区一部、狛江市一部、調布市一部とする。

(緊急時における対応方法)

第 1 2 条 入所にあたっては、利用者は 2 4 時間ナースコールで対応を求めることができるとともに、施設は、常に利用者の家族と連携を図り、利用者の病状に変化が生じた場合、速やかに家族に連絡をするとともに、主治医又は協力医療機関へ連絡を行い、必要な処置を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 1 3 条 事故の発生及び再発を防止するため、次に定める。

利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じる。利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- (1) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、職員に十分周知することができる体制を整備する。
- (2) 事故発生の防止に係る対策を検討するための事故防止対策委員会その他の委員会を定期的に開催すること。
- (3) 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害、震災に際して必要な具体的計画(災害時事業継続計画 BCP)の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期する。また、火災時等は別に定める「社会福祉法人南山会特別養護老人ホーム喜多見ホーム消防計画」に基づいて、適切な対応を行うものとする。

2 特別養護老人ホームは、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第17条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院がおおむね3か月以内であるとき、その利用者及びその家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるよう取り計らうものとする。

(外出及び外泊)

第18条 利用者に外出の機会を確保するよう努める。

- 2 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、帰所する予定日時等を施設長に届出ものとする。

(面会)

第19条 面会者は、おおむね午前9：00から午後8：00の間、面会簿に記入の上、面会することができる。

- 2 施設長が、利用者の安全と精神的安定に不適切と認めた者に関しては、面会を禁止する場合があるものとする。

(健康の留意)

第20条 利用者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診するものとする。

(衛生の保持)

第21条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛け、また、施設に協力するものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(施設内の禁止行為)

第22条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のため他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(利用資格)

第23条 施設の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用資格があり、施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他の法令により入所できるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第24条 施設の利用にあたっては、予め入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第25条 施設・設備の利用時間や生活上のルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情処理)

第26条 施設利用者と身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合、苦情処理書に従って速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報

告するものとする。なお、苦情の申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

- 2 施設運営にあたっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村等が実施する事業に協力するよう努める。

(秘密の保持)

第27条 従事者は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。また、従事者であった者が従事者でなくなった後も、この守秘義務は適用される。

(ハラスメント防止に関する事項)

第28条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第29条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第30条 この規程の改正、廃止するときは、社会福祉法人南山会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。